「ごみ・リサイクルカレンダー」を配布します

「平成21年度版ごみ・リサイクルカレンダー」を3月16日(月)から配布します。3月25日までに届いていない方や、2世帯同居などで2部以上必要な方は、環境課ごみ対策係へご連絡ください。

また、共同住宅用カレンダーや外国語版パンフレットもごみ対策係窓口に用意してあります。

問合せ環境課ごみ対策係☎551・1731

ごみ・資源収集情報

ごみが113t減ったよ！	資源が15t増えたよ！
21年1月　1,085t	21年1月　443t
20年1月　1,198t	20年1月　428t

資源回収団体による資源回収量

21年1月	145t
20年1月	131t

4月の資源回収予定

実施団体	実施日
本町第七町会	5日(日)
志茂一ふたけた会	5日(日)
富士見台町会	12日(日)
南田園二丁目町会	12日(日)
武蔵野台一丁目子供会	12日(日)
青少年育成牛二地区委員会	12日(日)
原ヶ谷戸町会	19日(日)
福生団地自治会	19日(日)
青少年育成武蔵野地区委員会	19日(日)
熊牛福寿会	19日(日)
永田子供会	26日(日)
青少協南田園三丁目地区委員会	26日(日)
加美平老人クラブ	26日(日)
福東幸せ会(地域は熊川第二都営)	26日(日)

収集区域は実施団体区域内。天候などにより変更する場合もあります。
問合せ環境課ごみ対策係☎551・1731

■減免世帯にごみの指定収集袋を交付します！

平成21年度のごみの指定収集袋を、次に該当する方の世帯に対して一定枚数交付します。必要な世帯は申請をしてください。

対象者
①生活保護受給者
②児童扶養手当受給者
③特別児童扶養手当受給者
④遺族基礎年金受給者
国民年金のみの加入で、18歳未満の児童を養育している母子家庭で、一定所得以下の方（年金コード6450の方が該当します。）
⑤老齢福祉年金受給者
明治44年4月1日以前に生まれた方で、一定所得以下の方
⑥身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている方で、世帯全員の市民税が非課税の方
⑦愛の手帳（1度または2度）の交付を受けている方で、世帯全員の市民税が非課税の方
⑧精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方で、世帯全員の市民税が非課税の方
⑨市長が特別の理由があると認めた方
※④、⑤については、保険年金課保険年金係にご確認ください。

交付日時4月1日～30日の間の月～金曜日、午前9時～正午・午後1時～4時
交付場所環境課ごみ対策係指定袋交付特別窓口(市役所1階郵便局側入口付近)
※その他の市役所開庁時間についてはごみ対策係で交付します。
※交付された指定袋を入れて持ち帰るためのバッグ等をご用意ください。

交付枚数、必要な物など、詳しくはごみ対策係へお問い合わせください。

問合せ環境課ごみ対策係☎551・1731

納め忘れはありませんか

納期限が過ぎています

◆市・都民税
◆固定資産税・都市計画税
◆軽自動車税
◆国民健康保険税
◆介護保険料
◆後期高齢者医療保険料

3月2日(月)で平成20年度分の市税等（3月31日までの随時期を除く）の納期限は全て過ぎています。納期限を過ぎると延滞金(年14・6%)が課されます。納め忘れの場合は早急に納めてください。

納期限後の納付方法
①納税通知書・納付書での納付(窓口納付)
納税通知書を持参し福生市収納代理金融機関の本・支店窓口で納付できます。(ゆうちょ銀行・各郵便局は不可。ただし、1か月間は市内での納付が可能です。)
②口座振替
残高不足で振替できなかった場合、納期限後の振替はできませんので、収納課までご連絡ください。
③その他
「納税通知書がない、納めに行く時間がない」などの場合も、収納課までご連絡ください。

納税相談を随時受け付けています

病気や事故、経済的な理由で納期内の納税が困難な場合はそのままにせず、早めに収納課窓口で納税計画についてご相談ください。
相談には給与明細や預・貯金通帳等、家計の収支状況等が分かる資料をお持ちください。

問合せ収納課☎551・1578

年金だより

会社などを退職したときには国民年金の手続きをお忘れなく

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、厚生年金保険や共済組合に加入している場合を除き、ご自身で国民年金に加入しなければなりません。会社などを退職し、厚生年金保険や共済組合に加入しなくなった方は、市役所の保険年金課窓口で加入の届出を行なってください。(同日をもって再就職し、厚生年金保険や共済組合に加入する方を除きます。)
なお、厚生年金保険や共済組合に加入している方の被扶養配偶者となる場合は、国民年金第三号被保険者となりますので、配偶者の勤務先を通じて社会保険事務所に加入手続きを行なってください。

問合せ保険年金課保険年金係☎551・1670

年金相談窓口の混雑状況が確認できます

東京社会保険事務局のホームページ(http://www.sia.go.jp/~tokyo/)では、都内の社会保険事務所及び年金相談センターの年金相談窓口混雑状況や休日開庁・夜間延長による年金相談の実施日、予約相談等のお知らせについてご案内しています。
年金相談は、全国いずれの社会保険事務所・年金相談センターでもお受けすることができますので、あらかじめ混雑状況等をご確認いただき、比較的混雑していない時間帯にお越しください。また、休日開庁・夜間延長による年金相談、予約による年金相談についても掲載していますので、併せてご利用ください。

手続きを忘れないで！国民健康保険の異動手続き

【どんなときに届け出るの？】
国民健康保険に加入している方が会社等の健康保険に加入したときや、会社等を退職し、または扶養から外れたときは、市役所への届出が必要になります。

【手続きが遅れると？】
国民健康保険の資格は、会社等の健康保険に加入（取得）した日、または離脱（喪失）した日まで遡(さかのぼ)ります。また保険税も同様に資格の取得・喪失日まで遡りますので、取得手続きが遅れますと、保険証を交付されていない期間にも保険税がかかり、また、喪失手続きが遅れますと不要な税負担をすることになります。さらに医療費の返還を求める場合もあります。

【必要書類は？】
この時期は窓口が大変混み合います。表の必要書類をご確認のうえ、時間に余裕を持ってお越しいただくようお願いします。
本人確認ができる免許証・住基カード・キャッシュカードなども必要です。

●所得がなくても申告は必要です
市・都民税の申告または確定申告はお済みでしょうか。「限度額適用認定証」は、前年の所得（世帯の合算額）で判定されます(7月分医療費までは平成19年中の所得)。
申告が無い世帯は、未申告世帯として上位所得者と見なされますので、前年に所得がなかった方も忘れずに申告を行なってください(申告については課税課市民税係に問い合わせてください)。

●窓口負担を据え置きます
70歳から75歳未満で窓口負担が1割の方は、平成21年4月から2割に引き上げるとしていた医療制度改正の内容を見直し、平成22年3月までは1割に据え置きます。なお、現在の窓口負担が3割の方、一定の障害認定を受けた65歳から74歳の方を除きます。新しい高齢受給者証は3月下旬にお送りします。

問合せ保険年金課保険年金係☎551・1640

届け出が必要な場合	手続きに必要なもの
国民健康保険に入る	
市内に転入してきたとき	印鑑、転出証明書
会社等の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険の離脱証明書または退職証明書
健康保険の扶養家族でなくなったとき	印鑑、被扶養者になれない理由書、健康保険の離脱証明書または退職証明書
生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、通帳（口座番号がわかるもの)、母子手帳
国民健康保険をやめる	
市外へ転出するとき	印鑑、保険証、保険税納税通知書
会社等の健康保険に入ったとき	印鑑、国保・健康保険の保険証（または資格証明書)、保険税納税通知書
健康保険の扶養家族になったとき	印鑑、国保・健康保険の保険証（または資格証明書)、保険税納税通知書
生活保護を受けることになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書、保険税納税通知書
死亡したとき	印鑑、保険証、保険税納税通知書、会葬礼状の写しなど
加入者の内容を変更する	
住所・世帯主・続柄・氏名などが変わったとき	印鑑、保険証
その他	
長寿（後期高齢者)医療制度の対象となったとき	手続きは不要です。※75歳の誕生日までに新しい保険証が送付されます。
保険証を紛失したとき	印鑑
就学のため、学生が親元を離れ市外に転出するとき	印鑑、在学証明書、保険証、転出先の住民票の写し

※届出人の身分証明書（免許証、住基カード、キャッシュカード、外国人登録カードなど)を必ずお持ちください。また、上記以外にも書類が必要な場合があります。

納税は『期限内に！』が合言葉　納め忘れも防げて安心　口座振替のご利用を！